

池田市図書館電子図書館システム導入業務仕様書

この仕様書は、「池田市電子図書館システム導入業務」（以下「本業務」という。）について、対象となる業務の範囲等について定義する。

1 業務名

池田市図書館電子図書館システム導入業務

2 業務目的

スマートフォンやタブレット、パソコンなどの端末を使ってインターネット上で電子書籍を閲覧できる電子図書館を導入することにより、市民の読書環境の改善、来館が困難な利用者に対する利便性の向上、子どもの読書活動の推進等を図ることを目的とする。また、読書バリアフリー法の趣旨に沿った音声読み上げや文字の拡大・文字色の反転等の読書支援機能の充実を図る。

3 業務概要

(1) 業務場所

池田市立図書館

(2) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日

(3) 利用対象者

池田市内在住、在勤、在学者

(4) 業務内容

- ①システムの導入
- ②システムの障害対応及び保守、セキュリティ対策を含む維持管理（多言語・障がい者支援機能含む）
- ③電子書籍の選定支援及び提供（※コンテンツ利用料の契約については、別途行う。）
- ④電子図書館の運用および電子書籍の利用促進に係る支援
- ⑤読書バリアフリー法に準拠したサービス提供
- ⑥その他の電子図書館サービスの目的達成に必要な業務

4 システム仕様

(1) システム構成

- ①電子図書館システムは、事業者のサーバ上に電子図書や書誌データを保管するクラウド方式とし、維持管理費用の削減及び管理の簡素化を図ること。
- ②閲覧端末として、パーソナルコンピュータ（OS：Windows及びMac、Google Chrome）及びスマートフォン・タブレット（OS：iOS及びAndroid、Google Chrome）に対応していること。
- ③既存の図書館業務システムとは連動せず、単独運用とすること。

(2) 安定稼働

システムの障害、機器の故障に備え、サービスが停止しないような構成とすること。

5 システム導入業務

(1) 進捗管理

- ①契約締結後、速やかに池田市と電子図書館システム構築に向けての協議・打合せを行い、構築業務に係る作業実施計画を提出すること。
- ②提出後は作業実施計画に基づいて、本稼働までの進捗管理を実施すること。

(2) 電子図書館システム

- ①利用者がインターネットを経由し、電子図書館サイトに接続、ID、パスワードを入力することで、電子書籍の検索・貸出・閲覧・返却ができること。
- ②IDについては、既存の図書館システムにおける貸出券番号または、電子図書館専用番号、学校利用を想定した学校専用番号など導入時及び運用開始以降に選択ができること。
- ③パスワードについては、予め初期設定も可能であり、後から利用者に変更することも可能であること。
- ④受託者が提供する電子書籍に加え、図書館が保有する電子データで作成された資料を登録、一元管理し、配信できること。
- ⑤無期限、有期限、貸出回数等様々なライセンス形態の電子書籍に対応できること。
- ⑥多言語対応の電子図書館システムであること。
- ⑦視覚障害者等が自力で操作可能な利用支援サイトなど、拡張性を有するものであること。なお、専用サイトも可とする。
- ⑧将来、本市が導入する図書館情報システムとのデータ連携を図る可能性がある。本業務には含まないが、データ連携機能と図書館情報システムで取り込み可能な電子書籍用書誌データが提供可能であること。なお、本機能は電子図書館側の提供機能として要求するものであり、図書館情報システム側の対応可否は問わない。
- ⑨機能の詳細については、様式第4号「システム機能要件確認表」を参照すること。なお、記載の全ての機能を必須とするものではない。

6 維持管理業務

(1) サービス提供時間

毎日24時間サービスが利用できること。ただし、やむを得ずメンテナンス等でサービスを停止する場合は、停止時間は可能な限り短時間とすること。また、事前に池田市図書館に停止日時及び時間を通知すること。

(2) サポート及び障害対応

- ①システム導入業務及び維持管理業務において、障害等の不具合が発生した場合は速やかに池田市図書館に通知するとともに、不具合解消の対応を行うこと。
- ②本市職員が利用できるサポート窓口を開設し、問い合わせ等に対応すること。
- ③電子図書館サービスの利用促進に係る提案を、年1回以上行うこと。

(3) データ所有権

本業務で管理する利用者に関する各種データの所有権は池田市に帰属するものとする。

7 電子書籍の提供

- (1) 提供可能なコンテンツを50,000点以上有していること。
- (2) 図書館が利用者に貸出することを前提にした許諾を出版社から得ていること。
- (3) 青空文庫を除き、国内出版物のタイトルが充実していること。
- (4) EPUB形式以外の多様なフォーマット（PDF、MP4、Audio等）の書籍も提供できること。
- (5) 買い切り型、有期限・貸出回数型等様々なライセンス形態の電子書籍に対応できること。
- (6) 年間使用料によりパッケージコンテンツ等が選択可能であること。
- (7) 洋書が提供可能であること。
- (8) 運用開始までに本市が指定する電子書籍を提供すること。

8 利用促進事業支援

- (1) 池田市において実施する電子書籍貸出サービスの利用促進事業を支援すること。
- (2) 学校連携した場合、小・中・義務教育学校や学校図書館での電子書籍活用について、教職員等への操作研修などの支援を行うこと。

9 操作に関する運用支援

- (1) 図書館職員に対して、システムの操作方法等の研修を行うこと。
- (2) 研修に必要な操作説明書は、受託事業者で準備すること。
- (3) 使用方法等を記載した利用案内を作成すること。利用案内は、池田市図書館ホームページへ記載するためのデータ及び利用者向けの概要冊子（モノクロ、1,000部）とする。
- (4) システム導入後、利用者向けのガイダンスを、3回を限度に実施すること。

10 納入成果物及び納入期日

納入成果物及び納入期日については、以下のとおりとする。

名 称	納 入 時 期	数 量
①業務実施計画	契約時	1式
②会議録	会議開催後1週間以内	1式
③職員向け操作説明書	本市職員研修開始前まで	30セット
④利用者向け利用案内 (データ及び冊子)	サービス開始1か月前	データ1式 冊子1,000部

11 納入場所

上記納入成果物については、池田市教育委員会に納入すること。